

神栖市監査委員告示第1号

平成29年11月10日付けで（同月13日受付）された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年1月15日

神栖市監査委員 新谷茂生

神栖市監査委員 五十嵐清美

第1 監査の請求

1 請求人

住所 神栖市（省略）

職業 （省略）

氏名 （省略）

2 請求の要旨

請求書及び補正書に添付された事実を証する書面に基づく本件請求の要旨は次のとおりである。

(1) 神栖市長保立一男が「神栖市商店街活性化事業」として、かみす街角ギャラリー運営委員会に対し、神栖市商店街活性化事業補助金交付要項（平成23年神栖市告示第9号。以下「要項」という。）に基づき、平成29年度分として補助を出しているが、要項第4条に書かれていない「人件費」を補助している。

(2) これは違法行為（※）であり、この違法行為による市からの支出は財務会計上、違法かつ不当である。

※「違法行為」及び「違法かつ不当」とは、要項に定められた条文に違反（要項に記載されていないものに対しての補助）したものであり、要項に基づき補助を支給しているのであれば、支出するお金の額を減らすことができたはずなのに、それをしなかった（要項に基づく適切な補助の執行）など、不適切な判断がされたものと考えられること。

(3) 却下理由から情報公開請求等をしなくても、「住民監査請求却下通知書」の3却下の理由から、平成29年度分の補助から1年を経過していないことが分かった。そこで「平成29年度分」の補助については請求できると判断した。

(4) 従って、かみす街角ギャラリー運営委員会は、平成29年度分の人件費部分

96万円（本請求の対象とする損害金額）を全額、市に返還すべきものである。

3 事実を証する書面

- ・神栖市商店街活性化事業補助金交付要項
- ・神栖市商店街活性化事業補助金交付申請書
- ・事業計画書及び資金計画書
- ・神栖市商店街活性化事業補助金交付決定通知書
- ・支出命令票
- ・第3回補助金審議会質問事項
- ・平成29年度補助金等審議会要項等補助審議案件評価書案

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求書は平成29年11月13日に收受、補正書は同月30日に收受し、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年12月1日にこれを受理した。

2 監査対象事項

要項第4条に規定のない人件費を補助対象とし交付したことが、違法かつ不当であったのか否か、また、それが市に損害を与えたのか否かを監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年12月13日に請求人に対して陳述の機会を設けた。その内容は、前述の「2請求の要旨(1)(2)(4)」に記載のとおりである。その際、請求人から追加資料の提出はなかった。

4 監査対象部署及び陳述

産業経済部商工観光課を監査対象とし、法第242条第7項の規定に基づき、平成29年12月13日に商工観光課長、同課長補佐から陳述の聴取を行った。その際、次のとおり陳述用資料の提出があった。

- ・平成28年度かみす街角ギャラリー収支決算報告書
- ・かみす街角ギャラリー展示表（平成28年度）

陳述の内容は次のとおりである。

人件費については、要項第5条別表に示す「その他市長が認めるもの」の規定により補助対象経費として認めたもの。人件費を運営上必要な経費として認めた理由については、かみす街角ギャラリーを運営する上で、展示や観覧の受付、展示料金徴収、施設管理を行う人員が必要なことから認めたもの。かみす街角ギャラリーは、市民の文化芸術の振興に寄与する施設として補助対象事業として認め、その運営は市民が、かみす街角ギャラリー運営委員会を組織し行っており、運営管理人員の報酬を補助対象外とした場合には、その経費が展示料金等に転嫁され、展示料金の高

額化による利用者の減少に繋がることが想定され、これは賑わいの創出と文化芸術の振興という、かみす街角ギャラリーを補助対象として認めた趣旨と相反する結果となることから、人件費についても運営費の一部として認めたものである。

5 監査期間

平成29年12月4日から平成30年1月15日まで

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象に係る事実について次のとおり確認した。

(1) 平成29年度神栖市商店街活性化事業補助金交付の経緯

平成29年4月1日 かみす街角ギャラリー運営委員会が神栖市商店街活性化事業補助金交付申請書を提出
同日 市が神栖市商店街活性化事業補助金交付決定・通知
同月19日 市が補助金を支出

(2) 補助事業者の概要

かみす街角ギャラリーは、商店街の活性化を目的に、美術作品等の展示、鑑賞及び多目的に利用できる場所として設置したもので、平成28年度実績では27回の展覧会を開催し、来館者は4,622人にも上った。かみす街角ギャラリー運営委員会は、その運営事業者である。

2 監査委員の判断

(1) 補助金の公益性について

本市においては補助金支出を行う場合には、予算編成の段階から事業の必要性及び公益上の必要性を審査し、その必要性が認められるものに限って予算案として議会に提出して、議会での慎重な審議を経て議決を得、予算が成立した後の執行の段階においても、再度公益上の必要性や経費の妥当性を確認し、適切な支出をしている。

公益上必要がある場合に当たるか否かについては、補助金の交付に関する東京地裁判決（平成10年7月16日）では、諸般の事情を総合的に勘案して決するほかないものであるが、係る総合的な判断をする場合においては、裁量が機能する余地を否定することはできないのであって、法は公益上必要がある場合に当たるか否かについては、当該地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねているものと解するのが相当であるとしている。

かみす街角ギャラリー運営委員会に対し支出した人件費を補助対象外とした場合、その人件費が展示料金等に転嫁され、展示料金の高額化による利用者の減少に繋がることが想定され、賑わいの創出と文化芸術の振興という補助対象として認めた趣旨と相反する結果となることから、本件支出を公益上必要と判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいえない。

(2) 結論

以上のことから、本件請求に係る神栖市商店街活性化事業補助金中人件費の支出が違法かつ不当な公金の支出であり、市に損害を与えたとする請求人の主張には理由がないと判断した。

よって、本件請求はこれを棄却する。

3 付言

交付する補助金の効果、成果を把握し評価するのは、補助金交付者としての市の責務であるといえる。

補助事業の実施状況等については、市は補助事業者等の状況を十分に把握し、これまで以上に補助金の透明性の確保と適切な執行に努められるよう切に願うものである。